

オルタナティブシアター物品および飲食の販売規程

《1》．物品販売のみの場合

1. 売店カウンターを使用、またはロビー内（場所は応相談）にて行うことができます。
ロビー内で販売を行う場合、長机は無料でお貸出し致します。
なお、飲食販売を併設することはできませんのでご了承ください。
2. 売店カウンター内またはロビー内に別途機材や陳列棚等を持込設置希望の場合は、事前にご相談ください。
3. 仕入から販売まで、公演実施者の責任と負担において行ってください。
4. 搬出入の際はお客様用エレベーターの使用はできません。必ず搬出入用エレベーターを使用してください。
5. 販売スタッフは公演実施者にてご手配ください。
6. 終演後、所定の販売実績報告書（日報）をご提出ください。販売実績報告書をもとに販売手数料を請求させていただきます。
7. 当劇場の設備・器具備品等を破損・毀損等した場合、相応の修繕費等を請求する場合がございます。
8. ゴミは当劇場スタッフの指示のもと、毎日所定のゴミ置き場にまとめてください。
9. 公演実施後、一週間を目途に請求書を発行いたします。支払期日までにお支払いください。
10. 物品販売を実施するにあたり、必ず関係法令を確認し、遵守して行ってください。
11. その他不明点等がございましたら、当劇場スタッフにご相談ください。

《2》．飲食販売のみの場合

1. 売店カウンターを使用する場合のみ販売可能です。売店カウンター以外では販売できませんのでご了承ください。なお、物品販売を併設することはできませんのでご了承ください。
2. サンプルング等を実施したい場合は、事前にご相談ください。
3. 売店カウンター内に別途機材等を持込設置希望の場合は、事前にご相談ください。なお、火気（コンロ、IH器具等含む）を使用する飲食の販売はできません。
4. 仕入から販売まで、公演実施者の責任と負担において行ってください。
5. 搬出入の際はお客様用エレベーターの使用はできません。必ず搬出入用エレベーターを使用してください。
6. 販売スタッフは公演実施者にてご手配ください。
7. アルコールは未開封のままでは販売できません。必ず開封してから販売してください。また、公演実施者の責任において、未成年者にアルコールを提供しないようにしてください。

8. 当劇場では生もの、乳類、食肉、魚介類など、また調理を必要とする食事の販売はできません。
9. 個別包装にて飲食を販売する際、食品表示に関する法律を遵守してください。また、それぞれの表示（賞味期限、消費期限、アレルギー、保存方法など）を適正に管理し、販売を行ってください。
10. 飲食提供時には衛生面に最大限注意し、食中毒等を発生させないようにしてください。食中毒等が発生し当劇場が営業停止の処分等を受けたときは、相応の損害賠償を請求する場合がございます。飲食物の持ち込み（来場者の持ち込みも含む）につきましては、公演実施者の責任において行ってください。
11. 当劇場スタッフから食品衛生に関する指示等があった場合は、必ず従ってください。
12. 終演後、売店カウンター内の清掃を必ず行い、清潔に保つようお願いします。
13. 終演後、所定の販売実績報告書（日報）をご提出ください。販売実績報告書をもとに販売手数料を請求させていただきます。
14. 当劇場の設備・器具備品等を破損・毀損等した場合は、相応の修繕費等を請求する場合がございます。
15. ゴミは当劇場スタッフの指示のもと、毎日所定のゴミ置き場にまとめてください。
16. 公演実施後、一週間を目途に請求書を発行いたします。支払期日までにお支払いください。
17. 飲食販売を実施するにあたり、必ず関係法令を確認し、遵守して行ってください。

《3》．物品および飲食販売の場合

1. 売店カウンターは飲食販売のみ行えます。物品販売はロビー内（場所は応相談）にて行うことができ、売店カウンター内に物品販売を併設することはできません。
2. サンプルング等を実施したい場合は、事前にご相談ください。
3. 物品販売のための長机は無料でお貸出し致しますが、台数に限りがございます。
4. 売店カウンター内またはロビーに機材や陳列棚等を持込設置希望の場合は、事前にご相談ください。
なお、火気（コンロ、IH器具等含む）を使用する飲食の販売はできません。
5. 仕入から販売まで、公演実施者の責任と負担において行ってください。
6. 搬出入の際はお客様用エレベーターの使用はできません。必ず搬出入用エレベーターを使用してください。
7. 販売スタッフは公演実施者にてご手配ください。
8. アルコールは未開封のままでは販売できません。必ず開封してから販売してください。また、公演実施者の責任において、未成年者にアルコールを提供しないようにしてください。
9. 当劇場では生もの、乳類、食肉、魚介類など、また調理を必要とする食事の販売はできません。
10. 個別包装にて飲食を販売する際、食品表示に関する法律を遵守してください。また、それぞれの表示（賞味期限、消費期限、アレルギー、保存方法など）を適正に管理し、販売を行ってください。

11. 飲食提供時には衛生面に最大限注意し、食中毒等を発生させないようにしてください。食中毒等が発生し当劇場が営業停止の処分等を受けたときは、相応の損害賠償を請求する場合がございます。飲食物の持ち込み（来場者の持ち込みも含む）につきましては、公演実施者の責任において行ってください。
12. 当劇場スタッフから食品衛生に関する指示等があった場合は、必ず従ってください。
13. 終演後、売店カウンター内の清掃を必ず行い、清潔に保つようお願いします。
14. 終演後、所定の販売実績報告書（日報）をご提出ください。販売実績報告書をもとに販売手数料を請求させていただきます。
15. 当劇場の設備・器具備品等を破損・毀損等した場合、相応の修繕費等を請求する場合がございます。
16. 公演実施後、一週間を目途に請求書を発行いたします。支払期日までにお支払いください。
17. 物品および飲食販売を実施するにあたり、必ず関係法令を確認し、遵守して行ってください。
18. その他不明点等がございましたら、当劇場スタッフにご相談ください。

当劇場でご用意できる主なもの

○売店カウンター有料（併設：冷蔵庫、製氷機）

○長机3台無料

※その他のものは、別途ご相談ください。

当劇場からの請求項目内訳

販売手数料販売実績報告書記載の売上額の10%

売店カウンター使用料20,000円（税抜）/日

無料でご使用いただけるもの

長机

※以下は、売店スペース使用時に限ります。

冷蔵庫、製氷機